

辰野町環境基本条例(平成10年3月24日条例第1号)

最終改正:

改正内容:平成10年3月24日条例第1号

○辰野町環境基本条例

平成10年3月24日条例第1号

辰野町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第7条—第9条)

第2節 環境の保全及び創造に関する施策(第10条—第18条)

第3節 地球環境の保全に関する施策(第19条・第20条)

第4節 施策の推進体制等(第21条・第22条)

第3章 辰野町環境審議会(第23条—第27条)

附則

私たちは、豊かな緑につつまれ、清らかな水の流れや澄んだ空気など豊かな自然の恵のもとで、縄文の昔から歴史をきざみ文化をはぐくんできた。しかしながら、今日の社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、大気や水を汚し、身近な生活環境の破壊やすべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。もとより、すべての町民は、恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する義務と将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。ここに、辰野町にかかわるすべてのものが参加連携して、町の豊かな自然を生かし、健康で安全かつ快適な生活の営みができる郷土を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかわる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する義務と将来の世代へ引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源が有限であることを認識して、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、自らその社会経済活動に際して環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するとともに、町民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組を支援するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、環境へ

の負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動にかかわる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生防止及び自然環境の適正な保全に務めなければならない。

2 町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、自然と人が共存共生する良好な環境を確保すること。

(3) 町民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間の形成、自然環境と一体になった美しい景観や地域の歴史的文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を築くこと。

(5) 環境の保全及び創造に関する思想の高揚を図るとともに、施策を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民、事業者が協調して取り組むことのできる社会を築くこと。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、辰野町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見が反映されるよう努めるとともに、辰野町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策

(規制の措置)

第10条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障をおよぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第11条 町は、健康で安全かつ快適な環境を確保するため、魅力ある街並みの創造、美しい緑地及び農地の保全、歴史的文化的遺産の保全及び活用その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者は、あらかじめその事業にかかわる環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、町は、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について、適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第13条 町は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設の整備等を推進するものとする。

2 町は、水辺、公園、緑地、森林その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設等の整備を推進するものと

する。

3 前2項に定める施設等の整備にあたっては、生物の多様性の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、県その他の関係機関と協力して、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、町民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 町は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

第3節 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全)

第19条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を講じなければならない。

2 町は、事業者及び町民の地球環境の保全への行動を促すため、普及、啓発等の措置を講じなければならない。

(国際環境協力)

第20条 町は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して、環境の保全に関する情報の提供、技術の供与等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

第4節 施策の推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第21条 町は、民間団体等と連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 町は、環境の保全及び創造の施策の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

第3章 辰野町環境審議会

(組織)

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するために、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により設置する辰野町環境審議会(以下「審議会」という。)は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 町議会議員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 町長は、審議に関し必要と認めるときは、第1項の委員に加えて、さらに特別委員(以下「特別委員」という。)を任命することができる。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別委員にあつては、当該審議が終了するまでとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(辰野町公害防止条例の一部改正)

2 辰野町公害防止条例（昭和49年辰野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)